

第3章 総合的かつ計画的に講ずべき施策		再掲	取組予定	取組実績	報告者		
建設工事の請負契約における経費の適切かつ明確な積算等	1(1)安全及び健康の確保に関する経費の適切かつ明確な積算等	1	安全衛生経費は建設工事の工種、工事規模、施工場所等により異なるため、現在、国土交通省の建設工事における安全衛生経費の確保に関する実務者検討会において実態把握や施策検討等がなされている。	・国土交通本省において、安全衛生経費確保のために実効性のある施策の検討、安全衛生経費についての広報活動を行う。	・国土交通本省において、安全衛生経費が下請まで適切に支払われるための実効性ある施策について検討がされ、安全衛生項目の確認表を作成し、各建設業団体を通じて普及に取り組んでいる。	近畿地方整備局	
		2	公共工事の発注者においては、こうした動向にも留意しつつ、引き続き安全衛生経費の適切かつ明確な積算を行う。	・引き続き実態調査を行い必要経費の計上に努めていく。	・実態調査結果を踏まえ必要経費の計上を行っている。	近畿地方整備局	
		3	民間工事においても、安全衛生経費を適切に確保することが求められる。	・国の積算基準に準じて適切かつ明確な積算を行う。また、最新の積算基準に準拠した基準改定を実施する。 ・工期に関する基準について、民間工事に至るまでの周知徹底を行う。	・国の積算基準に準じ、適切かつ明確な積算を行った。また、最新の積算基準に準拠した基準改定を実施した。 ・地方公共団体や民間発注者に適正な工期設定を理解して頂くため、国土交通省に向けて要望を行った。	府発注部局 大建協	
		4	近畿地方整備局及び大阪府は、立入検査、建設業取引適正化推進月間において大阪府が実施する建設業者向けの建設業法研修会(以下「研修会」という。)を通じ、安全衛生経費の積算及び確保について、法令遵守の徹底を図る。	・建設業法第31条に基づく立入検査、建設業法研修会を通じて、安全衛生経費の積算及び確保について、法令遵守の徹底を図る。 ・府内の建設業者を対象に実施する建設業法研修会において、法令遵守の徹底を図る。(年2回・11月) ・立入検査を実施する。(適宜)	・これまでと同様、全会員企業へ協会メールマガジン等による建設業法関連行政通達を周知した。 ・立入検査等において、安全衛生経費の積算及び確保について周知・啓発を行った。	近畿地方整備局 府建振課	
	1(2)建設工事従事者の安全及び健康に配慮した工期の設定	5	公共工事においては、通常、発注者において工期が設定されており、工事の特性等を踏まえ、適正に工期を設定するとともに、天災等やむを得ない事由が生じた場合、受注者と協議を行い、適切に工期延長等を行う。	・直轄土木工事における適正な工期設定指針に基づき、週休2日を前提とする工期設定し、契約後、受注者の責によらない工期変更が必要となった場合には、受発注者間協議のうえ、週休2日を達成するために必要な工期変更を行っている。	・直轄土木工事における適正な工期設定指針に基づき、週休2日を前提とする工期設定を行い、契約後、受注者の責によらない工期変更が必要となった場合には、受発注者間協議のうえ、週休2日を達成するために必要な工期変更を行っている。	近畿地方整備局	
				・原則として、週休二日(4週8休含む)を前提に工期の設定を行い、工事を発注する。また、天災等やむを得ない事由が生じた場合、受注者と協議を行い、適切に工期延長等を行う。	・原則として、週休二日(4週8休含む)を前提に工期設定を行い、工事を発注した。 また、天災等やむを得ない事由が生じた場合、受注者と協議を行い、適切に工期延長等を行った。	府発注部局	
				・国債・翌債の活用に加え、余裕期間制度も活用し、より一層の平準化・早期発注に努めていく。	・国債・翌債の活用に加え、余裕期間制度も活用し、平準化・早期発注に努めた。	近畿地方整備局	
		6	一時期に工事を過度に集中させないための施工時期の平準化等について努めるものとする。	・大阪府地域発注者協議会と連携し、府内市町村の発注者としての工期の平準化等への取組を支援する。	・大阪府地域発注者協議会において、府内市町村の発注者に対して工期の平準化等への取組を促した。	府建振課・府発注部局	
				・年度当初から工事に着手出来るよう発注の工夫を行うなど、施工時期の平準化に努める。	・債務負担行為の活用や、年度当初から工事に着手出来るよう発注の工夫を行うなど、施工時期の平準化に努めた。	府発注部局	
				7	民間工事においては、発注者が工事仕様や施工条件等を示し、受注者が施工に要する工期を発注者に示した上で請負契約が締結されることが多い。このため、受注者は、適切な工期設定を行い、その内容を発注者に分かりやすく説明し理解を得るよう努め、発注者においても受注者と十分に協議し、適正な工期での請負契約を締結することが求められる。	NO.3 ・公共工事の入札契約方式の運用に関するガイドラインの改定に関する要望を行う。 ・工期に関する基準について、民間工事に至るまで周知徹底を行う。	・地方公共団体や民間発注者に適正な工期設定を理解して頂くため、国土交通省に向けて要望を行った。
8	工期の設定に当たっては、前述のガイドラインを踏まえ、発注者と受注者とが協力しながら、建設工事従事者の週休二日(4週8休含む)の実現や長時間労働の是正について努めるものとする。	民間工事において、受注者として適正な工期を示した上で、ガイドラインに照らして、請負契約を結ぶよう指導を行う。	民間工事において、適正な工期で請負契約を結ぶよう周知を行った。	大中建			
		・契約後、受発注者間でクリティカルパスや課題など、工事工程に影響が懸念される情報の共有をルール化している。週休二日達成に向けて取り組む。	・契約後、受発注者間でクリティカルパスや課題など、工事工程に影響が懸念される情報の共有を行い、週休二日達成に向けた取り組みを行った。	近畿地方整備局			
		・原則として、週休二日(4週8休含む)を前提に工期の設定を行い、工事を発注する。 ・現場労働時間実態調査結果を基に、「長時間労働の是正」を阻む要因を抽出し、その改善方法を検討する。 ・現場職員の労働時間や4週8休、4週8閉所及び有給休暇取得率等のアンケート結果を集計した報告書を基に意見要望を行う。	・原則として、週休二日(4週8休含む)を前提に工期の設定を行い、工事を発注した。 特になし 特になし	府発注部局 大建協			
ガイドラインに沿った休日の確保、工期の設定について会員企業に指導する。	休日の確保、工期の設定について会員企業に周知した。	大中建					
責任体制の明確化	2 建設工事の請負契約に基づく責任体制の明確化	建設工事の適正な施工を行うためには、元請負人、下請負人それぞれが請負契約の内容に基づき、求められる役割を適切に果たすことが必要である。	9	近畿地方整備局及び大阪府は、立入検査、研修会等を通じ、一括下請負の禁止、技術者の専任配置、元請負人と下請負人との間の対等な関係に基づく適正な契約締結等に関して、法令遵守の徹底を図る。	・建設業法第31条に基づく立入検査、建設業法研修会を通じて、一括下請負の禁止、技術者の専任配置、元請負人と下請負人との間の対等な関係に基づく適正な契約締結等に関して、法令遵守の徹底を図る。	・立入検査、研修会において、建設業法の法令遵守について周知・啓発を行った。	近畿地方整備局
			NO.4	建設業法研修会において法令遵守の徹底を図る。(年2回・11月)	・建設業法研修会において、近畿地方整備局と連携して、一括下請負の禁止、技術者の専任配置、元請負人と下請負人との間の対等な関係に基づく適正な契約締結等に関して、周知・啓発を行った。(11月21日・24日・参加者143名)	府建振課	
			NO.4	立入検査を実施する。(適宜)	・立入検査において、建設業法の法令遵守について、周知・啓発を行った。(3月)	府発注部局	
10	下請契約において、建設業者が自らの役割に応じた適切な安全衛生対策を講ずるよう、大阪労働局は、研修会・パトロール・現場指導を通じて、建設業者の安全衛生管理能力の向上に向けた教育等の支援を行う。	・各労働基準監督署において、監督指導等を実施する。 ・大阪労働局及び各労働基準監督署において、建設業労働災害防止協会と連携し、パトロールを実施する。 ・各労働基準監督署において、新規現場所長研修を開催する。	・各労働基準監督署において、監督指導等を実施した。 ・大阪労働局及び各労働基準監督署において、建設業労働災害防止協会と連携し、パトロールを実施した。 ・各労働基準監督署において、新規現場所長研修を開催した。	大阪労働局			
		NO.10	各労働基準監督署において、監督指導等を実施する。	・各労働基準監督署において、監督指導等を実施した。	大阪労働局		
		NO.10	各労働基準監督署において、新規現場所長研修を開催する。	・各労働基準監督署において、新規現場所長研修を開催した。	大阪労働局		
建設工事の現場における措置の統一の実施	3(1)建設業者間の連携の促進	元請負人においては、建設現場における作業間の連絡調整、下請負人が行う安全衛生教育への支援、建設現場内の設備・機械等の安全確保等、労働安全衛生法に基づく統括安全衛生管理を行う必要がある。 また、下請負人においては、作業計画の作成や元請負人への報告、自らが雇用する労働者の安全対策、下請負人同士の作業間の連絡調整等を行う必要がある。 なお、元請負人と下請負人とがそれぞれに求められる役割を適切に果たし、事故のない安全な建設現場を築くためには、両者が良好な信頼関係のもと、日々緊密なコミュニケーションを保ちながら、安全性の確保に向けた各取組を進めることが求められる。	11	大阪労働局は、建設現場における統括安全衛生管理に係る指導の徹底を図る。	NO.10 ・各労働基準監督署において、監督指導等を実施する。	・各労働基準監督署において、監督指導等を実施した。	大阪労働局
			12	大阪府は、大阪労働局及び建設業労働災害防止協会大阪府支部と連携して、建設業者に対する研修会等で建設現場の安全衛生管理体制の重要性を周知する。	・各労働基準監督署は、建設業労働災害防止協会と連携し、同協会が行うご安全に運動研修会において、建設現場の安全衛生管理体制の重要性について周知する。 ・建設業法研修会において周知・啓発する。(年2回・11月)	・各労働基準監督署は、建設業労働災害防止協会と連携し、同協会が行うご安全に運動研修会において、建設現場の安全衛生管理体制の重要性について周知した。 ・建設業法研修会において、大阪労働局と連携して、建設現場の安全衛生管理体制の重要性の周知を行った。(11月21日・24日・参加者143名)	大阪労働局 府建振課
			13	大阪労働局は、大阪府と連携して、一人親方等の災害状況の周知を行う。	NO.12 ・大阪府が実施する建設業法研修会において周知・啓発する。 ・建設業法研修会において周知・啓発する。(年2回・11月)	・大阪府が実施する建設業法研修会において周知・啓発した。 ・建設業法研修会において、大阪労働局と連携して、一人親方等の災害状況の周知を行った。(11月21日・24日・参加者143名)	大阪労働局 府建振課
3(2)一人親方等の安全及び健康の確保	一人親方等の安全及び健康の確保を促進するためには、労働者だけでなく一人親方等を含めて建設現場における措置を統一的に実施することが必要である。	14	同一の建設現場において、労働者と一人親方等の区別なく安全衛生教育を実施する等により、一人親方等の安全及び健康の確保に配慮するよう、建設業者に対して周知・啓発する。	NO.13 NO.12 ・大阪府が実施する建設業法研修会において周知・啓発する。 ・建設業法研修会において周知・啓発する。(年2回・11月)	・大阪府が実施する建設業法研修会において周知・啓発した。 ・建設業法研修会において、大阪労働局と連携して、一人親方等の安全及び健康の確保に配慮するよう、建設業者に対して周知・啓発を行った。(11月21日・24日・参加者143名)	大阪労働局 府建振課	
		15	厚生労働省は、一人親方等に対してその業務の特性や作業の実態を踏まえた安全衛生に関する知識習得等を支援する。	NO.10 ・各労働基準監督署において、監督指導等の実施時に、一人親方等の業務の特性や作業の実態を踏まえた安全衛生に関する知識習得等の方法について説明する。	・各労働基準監督署において、監督指導等の実施時に、一人親方等の業務の特性や作業の実態を踏まえた安全衛生に関する知識習得等の方法について説明した。	大阪労働局	
		16	労災保険への加入を希望する一人親方が漏れなく任意加入できるよう、大阪労働局は、他の関係団体・機関と連携して、一人親方に対する労災保険の特別加入制度を周知する。	・一人親方用及び中小事業者用特別加入制度リーフレットを連絡会議全構成員に説明し、協力を要請する。 ・大中建共済補償制度を紹介し一人親方に対する特別加入制度の加入促進を引き続き行う。 ・第2種特別加入(一人親方等)認可団体として、日常的に相談窓口として制度について周知していく。ただ、上部企業からの現場入場のためだけの加入希望には実態判断が必要で、労働者性の強い希望者が多いことも否定できないため、適切な加入について周知を行う。	一人親方用及び中小事業者用特別加入制度について連絡会議全構成員に周知した。 大中建共済補償制度を紹介し一人親方に対する特別加入制度の加入促進を行ってきた。 ・第2種特別加入(一人親方等)認可団体として、日常的に相談窓口として制度について周知している。ただ、上部企業からの現場入場のためだけの加入希望には実態判断が必要で、労働者性の強い希望者が多いことも否定できないため、適切な加入について周知を行っている。	大阪労働局 大中建 大建労	

第3章 総合的かつ計画的に講ずべき施策	再掲	取組予定	取組実績	報告者
	17	業務の実態等からみて労働者に準じて保護することが適当である者については労働者として扱うことについて、様々な機会を通じて、建設業者に対して周知・啓発する。	各労働基準監督署において、監督指導等を実施した。	大阪労働局
<p>4 建設工事従事者の安全及び健康に配慮した設計、工法や資材等の普及の促進</p> <p>「i-Construction」の施策を建設現場に導入することにより、建設生産システム全体の生産性向上を図り、建設現場での死亡事故の撲滅等、魅力ある建設現場を目指す必要がある。</p>	18	<p>近畿地方整備局及び大阪府は、ICT建設機械やUAV(ドローン等)を活用することで重機回りの丁張り作業や法面測量など危険を伴う作業を減少させる「ICTの全面的な活用」や「公共工事等における新技術活用システム」による新技術の活用を促進する。</p>	<p>ICT活用工事を促進させることにより、建設現場の生産性向上を図ると共に、ICT建機施工による補助員削減、狭小現場での小規模土工のICT活用、法面工にて作業に危険を伴う測量や出来形計測をUAV等を活用するなどの安全性の確保を図っている。</p> <p>・直轄工事における新技術原則義務化により「公共工事等における新技術活用システム」により新技術の活用を促進し、施工性や安全性の向上、作業の効率化や環境対策への取り組みを推進した。</p>	近畿地方整備局
	19	大阪労働局は、安全な施工の普及を図るための厚生労働省が策定する各種ガイドラインを建設工事関係者連絡会議を通じて公共工事の発注者等に対して周知・啓発する。	建設工事関係者連絡会議を通じて公共工事の発注者等に対して周知・啓発した。	大阪労働局
		・i-Construction推進連絡調整会議に参画する。	今年度は開催していない。	大建協
		・大阪労働局や労働基準監督署が開催する「建設工事関係者連絡会議」に出席し、建災防活動について周知する。	大阪労働局や労働基準監督署が開催する「建設工事関係者連絡会議」に出席し、建災防活動について周知を行った。6/27 泉大津監督署、10/24茨木監督署、11/9堺監督署、12/4大阪労働局、12/11西野田監督署。	建災防
建設業者及び建設工事従事者の安全及び健康に関する意識の啓発	20	大阪労働局は、「リスク“ゼロ”大阪推進運動」の一環として、「安全Study活動」を実施し、雇入れ時教育、能力向上教育等の教育機会の周知を図る。	大阪労働局及び各労働基準監督署は、集団指導等において、「大阪発・新4S運動推進大会」とその一つの活動である「安全Study活動」について説明し、教育の重要性について説明する。	大阪労働局
	21	建設業労働災害防止協会大阪府支部は、「リスク“ゼロ”大阪推進運動」に協賛し、建設業者や建設工事従事者に対して、安全衛生推進者能力向上教育、統括安全衛生責任者教育等の安全衛生教育を実施する。	支部において、次のとおり講習を実施した。	建災防
	22	若手職人等入職1年以内の未熟職人については、特に労働災害の発生割合が高いことを踏まえて、建設業者が実施する雇入れ時教育を促進する。	大阪労働局及び各労働基準監督署は、集団指導等において、「大阪発・新4S運動推進大会」とその一つの活動である「安全Study活動」について説明し、教育の重要性について説明する。	大阪労働局
	23	建設業者団体においても、安全衛生教育に関する講習会等を実施し、建設業者の自主的な取組を促進する。	参加人数を通常に戻し、安全大会を開催(6/30)(6月30日・参加者207名)	電業
	24	大阪労働局は、全国安全週間や全国労働衛生週間等において、研修会、安全衛生大会等、安全衛生に関する各種事業を、大阪府、建設業者団体及び建設業労働災害防止協会大阪府支部と連携して実施する。	職長教育を開催予定(11月)	大中建
		・全国安全週間等に合わせた安全パトロール等を実施し、請負業者の安全意識の向上に努める。	開催できなかったため、次年度の取組としたい。	大中建
		・全国安全週間実施要領等を配布する。	「大阪発・新4S運動推進大会」等において、大阪府や建設業団体の協力のもと、建設工事の安全及び健康に関する対策等について説明する。(7月予定)	大阪労働局
		・全国安全週間等の啓発ポスターを掲示する。	全国安全週間等に合わせた安全パトロール・講習会等を実施し、請負業者・職員の安全意識の向上に努めた。	府発注部局
		参加人数制限を外し安全大会を開催予定(6月)	全国安全週間実施要領、全国安全週間実施要領、全国労働衛生週間実施要領、R5年度末強調月間実施要領を配布し、周知を行った。(4月、6月、10月、2月)	府建振課
		・安全衛生大会を実施する。(10月4日に実施予定)	参加人数を通常に戻し、安全大会を開催した。(6月30日・参加者207名)	電業
		安全パトロールを実施する。(10月中を予定)	全国安全週間等の実施要領を全会員企業に周知する。	電業
		「第58回大阪府建設業労働災害防止大会」を開催する。(6月19日)	安全大会を開催した。(6月30日・参加者207名)	電業
	25	大阪労働局においては、安全衛生水準の向上等について顕著な実績をあげた建設工事従事者や建設業者等を表彰する。	安全衛生大会を実施する。(10月4日に実施予定)	空衛協
	26	建設業者団体及び建設業労働災害防止協会大阪府支部においても、独自に各種顕彰制度を実施する。	安全パトロールを実施する。(10月中を予定)	空衛協
		前年度と同様に、毎年開催している大阪府中小建設業振興大会において、優良現場施工管理者表彰を実施する。	「第58回大阪府建設業労働災害防止大会」を開催する。(6月19日)	建災防
		・建災防本部表彰を実施する。(10月)	安全衛生大会を実施する。(10月4日に実施予定)	空衛協
		・建災防支部表彰を実施する。(6月)	安全パトロールを実施する。(10月中を予定)	空衛協
		・分会安全競争表彰を13分会が半年毎に年26回実施する。	安全パトロールを実施する。(10月中を予定)	空衛協
	27	受賞した建設業者及び建設工事従事者の優秀な技能や取組については、大阪府が実施する研修会やホームページで紹介し周知する。	安全パトロールを実施する。(10月中を予定)	空衛協
	28	大阪労働局は、ストレスチェック制度をはじめとするメンタルヘルス対策や「STOP! 熱中症クールワークキャンペーン」等を研修会・パトロール・現場指導において啓発するとともに、建設工事従事者が活用できる健康相談窓口について、周知及び活用促進を図る。	安全パトロールを実施する。(10月中を予定)	空衛協
	29	建設業労働災害防止協会大阪府支部は、建設業者が効果的なリスクアセスメントを行い、建設現場の状況に即した有効な安全衛生対策の実施につなげていけるよう、建設業の特性を踏まえて開発した「建設業労働安全衛生マネジメントシステム(COHSMS)」の一層の普及促進に努める。	安全パトロールを実施する。(10月中を予定)	空衛協
	30	大阪労働局は、「リスク“ゼロ”大阪推進運動」の一環として、「リスク評価推進活動」及び「安全見える化活動」を実施し、リスクアセスメント等の基礎情報となる災害事例の収集・分析及び建設業者の創意工夫事例を周知する。	安全パトロールを実施する。(10月中を予定)	空衛協
	31	公共工事の発注者は、一定規模以上の工事等特定の建設工事について、完了時における建設業者の安全衛生管理を評価するよう努め、建設現場における自主的な取組を促進する。	安全パトロールを実施する。(10月中を予定)	空衛協
5(2)建設工事の現場の安全性の点検、分析、評価等に関する自主的な取組の促進	32	大阪労働局は、墜落・転落災害のさらなる減少に向けて、「リスク“ゼロ”大阪推進運動」の一環として「命綱GO活動」を実施し、研修会・パトロール・現場指導において、建設現場における労働安全衛生規則の遵守徹底を図る。	安全パトロールを実施する。(10月中を予定)	空衛協
	33	建設業労働災害防止協会大阪府支部は、「リスク“ゼロ”大阪推進運動」に協賛し、安全指導者による安全パトロール等を実施する。	安全パトロールを実施する。(10月中を予定)	空衛協
5(3)墜落・転落災害の防止対策の充実強化	34	建設現場では、全国的に今なお墜落・転落災害が最も多く、特に大阪府においては、死亡者数全体に占める墜落・転落災害の割合が、近年、約4～6割を占めており、全国と比べて高い割合で推移していることから、建設工事関係者	安全パトロールを実施する。(10月中を予定)	空衛協
	35	建設現場の安全衛生水準を高めていくためには、労働安全衛生法に基づく法定の措置を講ずるだけでなく、建設業者によるリスクアセスメントと建設工事従事者による日々のKY(危険予知)活動の両方が機能することが重要であり、前者については、計画・実行・評価・改善する仕組み(マネジメント)の一部として実施されることが求められる。	安全パトロールを実施する。(10月中を予定)	空衛協
	36	建設現場の安全衛生水準を高めていくためには、労働安全衛生法に基づく法定の措置を講ずるだけでなく、建設業者によるリスクアセスメントと建設工事従事者による日々のKY(危険予知)活動の両方が機能することが重要であり、前者については、計画・実行・評価・改善する仕組み(マネジメント)の一部として実施されることが求められる。	安全パトロールを実施する。(10月中を予定)	空衛協
	37	建設現場の安全衛生水準を高めていくためには、労働安全衛生法に基づく法定の措置を講ずるだけでなく、建設業者によるリスクアセスメントと建設工事従事者による日々のKY(危険予知)活動の両方が機能することが重要であり、前者については、計画・実行・評価・改善する仕組み(マネジメント)の一部として実施されることが求められる。	安全パトロールを実施する。(10月中を予定)	空衛協
	38	建設現場の安全衛生水準を高めていくためには、労働安全衛生法に基づく法定の措置を講ずるだけでなく、建設業者によるリスクアセスメントと建設工事従事者による日々のKY(危険予知)活動の両方が機能することが重要であり、前者については、計画・実行・評価・改善する仕組み(マネジメント)の一部として実施されることが求められる。	安全パトロールを実施する。(10月中を予定)	空衛協
	39	建設現場の安全衛生水準を高めていくためには、労働安全衛生法に基づく法定の措置を講ずるだけでなく、建設業者によるリスクアセスメントと建設工事従事者による日々のKY(危険予知)活動の両方が機能することが重要であり、前者については、計画・実行・評価・改善する仕組み(マネジメント)の一部として実施されることが求められる。	安全パトロールを実施する。(10月中を予定)	空衛協
	40	建設現場の安全衛生水準を高めていくためには、労働安全衛生法に基づく法定の措置を講ずるだけでなく、建設業者によるリスクアセスメントと建設工事従事者による日々のKY(危険予知)活動の両方が機能することが重要であり、前者については、計画・実行・評価・改善する仕組み(マネジメント)の一部として実施されることが求められる。	安全パトロールを実施する。(10月中を予定)	空衛協
	41	建設現場の安全衛生水準を高めていくためには、労働安全衛生法に基づく法定の措置を講ずるだけでなく、建設業者によるリスクアセスメントと建設工事従事者による日々のKY(危険予知)活動の両方が機能することが重要であり、前者については、計画・実行・評価・改善する仕組み(マネジメント)の一部として実施されることが求められる。	安全パトロールを実施する。(10月中を予定)	空衛協
	42	建設現場の安全衛生水準を高めていくためには、労働安全衛生法に基づく法定の措置を講ずるだけでなく、建設業者によるリスクアセスメントと建設工事従事者による日々のKY(危険予知)活動の両方が機能することが重要であり、前者については、計画・実行・評価・改善する仕組み(マネジメント)の一部として実施されることが求められる。	安全パトロールを実施する。(10月中を予定)	空衛協
	43	建設現場の安全衛生水準を高めていくためには、労働安全衛生法に基づく法定の措置を講ずるだけでなく、建設業者によるリスクアセスメントと建設工事従事者による日々のKY(危険予知)活動の両方が機能することが重要であり、前者については、計画・実行・評価・改善する仕組み(マネジメント)の一部として実施されることが求められる。	安全パトロールを実施する。(10月中を予定)	空衛協
	44	建設現場の安全衛生水準を高めていくためには、労働安全衛生法に基づく法定の措置を講ずるだけでなく、建設業者によるリスクアセスメントと建設工事従事者による日々のKY(危険予知)活動の両方が機能することが重要であり、前者については、計画・実行・評価・改善する仕組み(マネジメント)の一部として実施されることが求められる。	安全パトロールを実施する。(10月中を予定)	空衛協
	45	建設現場の安全衛生水準を高めていくためには、労働安全衛生法に基づく法定の措置を講ずるだけでなく、建設業者によるリスクアセスメントと建設工事従事者による日々のKY(危険予知)活動の両方が機能することが重要であり、前者については、計画・実行・評価・改善する仕組み(マネジメント)の一部として実施されることが求められる。	安全パトロールを実施する。(10月中を予定)	空衛協
	46	建設現場の安全衛生水準を高めていくためには、労働安全衛生法に基づく法定の措置を講ずるだけでなく、建設業者によるリスクアセスメントと建設工事従事者による日々のKY(危険予知)活動の両方が機能することが重要であり、前者については、計画・実行・評価・改善する仕組み(マネジメント)の一部として実施されることが求められる。	安全パトロールを実施する。(10月中を予定)	空衛協
	47	建設現場の安全衛生水準を高めていくためには、労働安全衛生法に基づく法定の措置を講ずるだけでなく、建設業者によるリスクアセスメントと建設工事従事者による日々のKY(危険予知)活動の両方が機能することが重要であり、前者については、計画・実行・評価・改善する仕組み(マネジメント)の一部として実施されることが求められる。	安全パトロールを実施する。(10月中を予定)	空衛協
	48	建設現場の安全衛生水準を高めていくためには、労働安全衛生法に基づく法定の措置を講ずるだけでなく、建設業者によるリスクアセスメントと建設工事従事者による日々のKY(危険予知)活動の両方が機能することが重要であり、前者については、計画・実行・評価・改善する仕組み(マネジメント)の一部として実施されることが求められる。	安全パトロールを実施する。(10月中を予定)	空衛協
	49	建設現場の安全衛生水準を高めていくためには、労働安全衛生法に基づく法定の措置を講ずるだけでなく、建設業者によるリスクアセスメントと建設工事従事者による日々のKY(危険予知)活動の両方が機能することが重要であり、前者については、計画・実行・評価・改善する仕組み(マネジメント)の一部として実施されることが求められる。	安全パトロールを実施する。(10月中を予定)	空衛協
	50	建設現場の安全衛生水準を高めていくためには、労働安全衛生法に基づく法定の措置を講ずるだけでなく、建設業者によるリスクアセスメントと建設工事従事者による日々のKY(危険予知)活動の両方が機能することが重要であり、前者については、計画・実行・評価・改善する仕組み(マネジメント)の一部として実施されることが求められる。	安全パトロールを実施する。(10月中を予定)	空衛協
	51	建設現場の安全衛生水準を高めていくためには、労働安全衛生法に基づく法定の措置を講ずるだけでなく、建設業者によるリスクアセスメントと建設工事従事者による日々のKY(危険予知)活動の両方が機能することが重要であり、前者については、計画・実行・評価・改善する仕組み(マネジメント)の一部として実施されることが求められる。	安全パトロールを実施する。(10月中を予定)	空衛協
	52	建設現場の安全衛生水準を高めていくためには、労働安全衛生法に基づく法定の措置を講ずるだけでなく、建設業者によるリスクアセスメントと建設工事従事者による日々のKY(危険予知)活動の両方が機能することが重要であり、前者については、計画・実行・評価・改善する仕組み(マネジメント)の一部として実施されることが求められる。	安全パトロールを実施する。(10月中を予定)	空衛協
	53	建設現場の安全衛生水準を高めていくためには、労働安全衛生法に基づく法定の措置を講ずるだけでなく、建設業者によるリスクアセスメントと建設工事従事者による日々のKY(危険予知)活動の両方が機能することが重要であり、前者については、計画・実行・評価・改善する仕組み(マネジメント)の一部として実施されることが求められる。	安全パトロールを実施する。(10月中を予定)	空衛協
	54	建設現場の安全衛生水準を高めていくためには、労働安全衛生法に基づく法定の措置を講ずるだけでなく、建設業者によるリスクアセスメントと建設工事従事者による日々のKY(危険予知)活動の両方が機能することが重要であり、前者については、計画・実行・評価・改善する仕組み(マネジメント)の一部として実施されることが求められる。	安全パトロールを実施する。(10月中を予定)	空衛協
	55	建設現場の安全衛生水準を高めていくためには、労働安全衛生法に基づく法定の措置を講ずるだけでなく、建設業者によるリスクアセスメントと建設工事従事者による日々のKY(危険予知)活動の両方が機能することが重要であり、前者については、計画・実行・評価・改善する仕組み(マネジメント)の一部として実施されることが求められる。	安全パトロールを実施する。(10月中を予定)	空衛協
	56	建設現場の安全衛生水準を高めていくためには、労働安全衛生法に基づく法定の措置を講ずるだけでなく、建設業者によるリスクアセスメントと建設工事従事者による日々のKY(危険予知)活動の両方が機能することが重要であり、前者については、計画・実行・評価・改善する仕組み(マネジメント)の一部として実施されることが求められる。	安全パトロールを実施する。(10月中を予定)	空衛協
	57	建設現場の安全衛生水準を高めていくためには、労働安全衛生法に基づく法定の措置を講ずるだけでなく、建設業者によるリスクアセスメントと建設工事従事者による日々のKY(危険予知)活動の両方が機能することが重要であり、前者については、計画・実行・評価・改善する仕組み(マネジメント)の一部として実施されることが求められる。	安全パトロールを実施する。(10月中を予定)	空衛協
	58	建設現場の安全衛生水準を高めていくためには、労働安全衛生法に基づく法定の措置を講ずるだけでなく、建設業者によるリスクアセスメントと建設工事従事者による日々のKY(危険予知)活動の両方が機能することが重要であり、前者については、計画・実行・評価・改善する仕組み(マネジメント)の一部として実施されることが求められる。	安全パトロールを実施する。(10月中を予定)	空衛協
	59	建設現場の安全衛生水準を高めていくためには、労働安全衛生法に基づく法定の措置を講ずるだけでなく、建設業者によるリスクアセスメントと建設工事従事者による日々のKY(危険予知)活動の両方が機能することが重要であり、前者については、計画・実行・評価・改善する仕組み(マネジメント)の一部として実施されることが求められる。	安全パトロールを実施する。(10月中を予定)	空衛協
	60	建設現場の安全衛生水準を高めていくためには、労働安全衛生法に基づく法定の措置を講ずるだけでなく、建設業者によるリスクアセスメントと建設工事従事者による日々のKY(危険予知)活動の両方が機能することが重要であり、前者については、計画・実行・評価・改善する仕組み(マネジメント)の一部として実施されることが求められる。	安全パトロールを実施する。(10月中を予定)	空衛協

第3章 総合的かつ計画的に講ずべき施策	再掲	取組予定	取組実績	報告者	
<p>ることから、建設工事関係者が一体となって墜落・転落災害の撲滅を目指す必要がある。</p>	34	<p>大阪労働局は、足場からの墜落・転落災害について、「労働安全衛生規則に併せて実施することが望ましい『より安全な措置』等」の一層の普及を促進する。</p> <p>NO.10 ・各労働基準監督署において、監督指導等を実施する。</p> <p>NO.10 ・大阪労働局及び各労働基準監督署において、建設業労働災害防止協会と連携し、パトロールを実施する。</p> <p>NO.10 ・各労働基準監督署において、新規現場所長研修を開催する。</p> <p>NO.13 ・大阪府が実施する建設業法研修会において周知・啓発する。</p>	<p>各労働基準監督署において、監督指導等を実施した。</p> <p>大阪労働局及び各労働基準監督署において、建設業労働災害防止協会と連携し、パトロールを実施した。</p> <p>各労働基準監督署において、新規現場所長研修を開催した。</p> <p>大阪府が実施する建設業法研修会において周知・啓発した。</p>	大阪労働局	
	35	<p>大阪府は、大阪労働局と連携して、建設業者に対する研修会において、「リスク“ゼロ”大阪推進運動」等の周知や災害事例等の紹介を行う。</p> <p>NO.12 ・建設業法研修会において周知・啓発する。(年2回・11月)</p> <p>NO.10 ・各労働基準監督署において、監督指導等を実施する。</p>	<p>建設業法研修会において、大阪労働局と連携して、「リスク“ゼロ”大阪推進運動」の周知、災害事例の紹介を行った。(11月21日・24日・参加者143名)</p> <p>各労働基準監督署において、監督指導等を実施した。</p>	府建振課 大阪労働局	
	36	<p>厚生労働省の建設業における墜落・転落防止対策の充実強化に関する実務者会合において調査・検討がなされている。</p>	<p>令和5年3月に一側足場にかかる労働安全衛生規則が改正がされたため周知を図る。</p>	大阪労働局	
	37	<p>発注者と受注者においては、こうした動向にも留意しつつ、それぞれの立場において、過去の災害事例等を参考に災害防止対策を行う。</p>	<p>工事発注者や受注者等が参加する工事事務協議会で事故事例や事故再発防止対策事例を紹介し、官民連携して事故撲滅を目指す。</p> <p>毎年度「工事事務防止重点対策項目(社会的影響に繋がる事故)」を設定し、記者発表や安全大会等で周知し、事故の安全対策強化を図る。</p> <p>ニュースレターあんげん(整備局HP掲載)を月刊で発行し、日建連等各種業界にも情報発信を行い、事故撲滅に取り組む。</p> <p>事故事例を整理し、発注者・受注者で共有した上で、災害防止対策に取り組む。</p> <p>会員企業の安全衛生水準の向上のため、講習会等を開催する。</p> <p>大阪労働局・労働基準監督署後援のもと、「ご安全に運動研修会」を分会ごとに13回開催する。(10～11月)</p> <p>今年度は、「(仮称)パトロールの指摘事項と防げた災害事例」と題したテキストを作成し、墜落・転落災害をはじめとした災害防止対策を目的とした研修会を開催する。</p>	<p>工事事務協議会で事故事例や事故再発防止対策事例を紹介した。</p> <p>年度末に次年度の「工事事務防止重点対策項目」を記者発表し、安全大会等で周知も行った。</p> <p>ニュースレターあんげんを発行し、日建連等各種業界にも情報発信を行った。</p> <p>事故事例を整理し、発注者・受注者で共有した上で、災害防止対策に取り組んだ。</p> <p>開催できなかったため、次年度の取組としたい。</p> <p>「パトロールの指摘事項と防げた災害事例」と題して、墜落・転落災害をはじめとした災害防止を目的とした「ご安全に運動研修会」を13分会において実施した。(10月26日～11月29日・合計13回・参加者1,004名)</p>	近畿地方整備局 府発注部局 大中建 建災防
<p>6(1)社会保険等の加入の促進</p> <p>労働者の処遇の改善と、法定福利費を適正に負担する企業による公平で健全な競争環境の構築のため、社会保険等の加入対策を進めることが必要である。</p>	40	<p>近畿地方整備局は、近畿地方建設業社会保険推進・処遇改善連絡協議会(以下「近畿地方協議会」という。)を通じて、大阪府及び建設業者団体と連携し、社会保険等の加入対策に取り組むとともに、取組状況の情報共有を図る。</p> <p>近畿地方協議会に参画し、社会保険加入促進に向け、地域に根差した形での取組を検討する。</p> <p>引続き下請け企業への社会保険等の加入について指導等を行っていく。</p>	<p>近畿地方建設業キャリアアップシステム処遇改善推進協議会(以下「近畿地方協議会」という。)の場を活用し、大阪府及び建設業者団体と連携し、取組状況の情報共有を図ることで、社会保険等の加入対策を進める。</p> <p>今年度は開催していない。</p> <p>下請け企業への社会保険等の加入について周知を行った。</p>	近畿地方整備局 大建協 大中建	
	41	<p>近畿地方整備局及び大阪府は、建設業者に対する立入検査や研修会を実施し、法定福利費を内訳明示した見積書の活用等による法定福利費の適切な確保及び建設業者、建設工事従事者の社会保険等の加入の促進を図る。</p> <p>NO.4 ・建設業法研修会において社会保険等の加入の促進を図る。(年2回・11月)</p> <p>立入検査を実施する。(適宜)</p>	<p>建設業法研修会において、法定福利費の適切な確保及び社会保険等の加入の促進について、資料配付、動画による説明を行い周知を行った。</p> <p>建設業法研修会において、近畿地方整備局と連携して、法定福利費を内訳明示した見積書の活用等による法定福利費の適切な確保及び建設業者、建設工事従事者の社会保険等の加入の促進を図った。(11月21日・24日・参加者143名)</p> <p>立入検査において、法定福利費を内訳明示した見積書の活用等による法定福利費の適切な確保及び建設業者、建設工事従事者の社会保険等の加入の促進を図った。(3月)</p>	近畿地方整備局 府建振課	
	42	<p>公共工事の発注者は、発注工事における加入確認や保険担当機関への未加入情報の提供を行う。</p>	<p>平成29年4月から2次下請以下についても社会保険等加入業者に限定している。</p> <p>受注者について、社会保険等への加入を入札参加の資格要件とする。</p> <p>下請負人について、建設工事請負契約書に基づき、施工体制台帳と加入確認書類等の提出を求め、未加入が認められた際には、保険担当機関への情報提供を行う。</p>	近畿地方整備局 府発注部局	
	43	<p>未加入業者の入札参加停止措置、工事成績評定の減点等の対策を行う。</p>	<p>平成29年10月から指名停止及び工事成績評定の減点を実施している。</p> <p>平成30年10月から、契約書において、社会保険等に未加入である建設業許可業者を下請負人することを禁止しており、これに違反した場合の受注者に対する入札参加停止措置等の実施を継続して行う。</p>	近畿地方整備局 府発注部局(契約局)	
<p>6(2)建設キャリアアップシステムの活用推進</p> <p>建設工事従事者の資格やその就業実績等を業界統一のルールにより蓄積することにより、建設工事従事者がそれぞれの経験と技能に応じた育成と処遇が受けられるようになる。</p>	47	<p>近畿地方整備局は、建設工事従事者の資格やその就業実績等を業界統一のルールにより蓄積することにより、建設工事従事者がそれぞれの経験と技能に応じた育成と処遇が受けられるようになる。</p>	<p>各種の場において制度の周知、広報活動を行った。</p>	近畿地方整備局	
	48	<p>大阪府及び建設業者団体は、こうした近畿地方整備局の取組を支援するため、研修会等において建設キャリアアップシステムの周知等を行う。</p>	<p>建設業法研修会において、建設業振興基金と連携して、建設キャリアアップシステムの周知を行った。(11月21日・24日・参加者143名)</p> <p>経営事項審査の結果通知書にチラシを同封し周知を行う。</p> <p>総合評価落札方式の一部の入札において、建設キャリアアップシステムの導入を求め、活用を周知していく。</p> <p>加入促進のための取組みを行う。</p> <p>2月19日、協力会社を対象とした登録会を実施した。</p> <p>会員企業に対して、建設キャリアアップシステムに係る国土交通省からの通知等を適宜送付し、活用を周知していく。</p> <p>中小建設業者への普及はまだこれからなので、促進していく。</p>	府建振課 府発注部局 大建協 空衛協 大中建	
<p>6(3)働き方改革の推進</p> <p>大阪府内の建設業労働者の給与水準は全産業労働者よりも高く推移しているものの、小規模事業所においては十分な給与水準ではないとの声もある。また、労働時間は全産業労働者よりも長くなっているため、長時間労働の是正や経験・技能に応じた処遇等魅力ある職場環境づくりを行う必要がある。</p>	49	<p>近畿地方整備局及び大阪労働局は、近畿地方協議会を通じて、大阪府及び建設業者団体の処遇改善の取組を進めるとともに、取組状況の情報共有を図る。</p> <p>近畿地方協議会を通じて、大阪府及び建設業者団体と取組状況の情報共有を図る。</p> <p>近畿地方整備局と連携し、情報を共有する。</p> <p>国土交通省近畿地方整備局をはじめとした、発注機関との意見交換会を開催する。</p> <p>特に中小業者の発注元である市町村へ、適正価格での受注のための要望活動を行う。</p>	<p>近畿地方協議会において、処遇改善の取り組み状況について情報共有を行った。</p> <p>近畿地方整備局と連携し、情報を共有した。</p> <p>テーマごとに意見交換会を開催した。</p> <p>中小業者の発注元である市町村へ、適正価格での受注のための要望活動を行った。</p>	近畿地方整備局 大阪労働局 大建協 大中建	
	50	<p>近畿地方整備局及び大阪府は、建設業者に対する研修会等において、建設キャリアアップシステム及び「建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン」等の周知を図る。</p> <p>NO.27 ・建設業法研修会において周知する。(年2回・11月)</p>	<p>建設業者に対する研修会等において、建設キャリアアップシステム及び「建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン」等の周知を行った。</p> <p>各種建設業関連団体に対して説明会を実施し、周知を行った。</p> <p>建設業法研修会において、近畿地方整備局、建設業振興基金と連携して、建設キャリアアップシステム及び「建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン」の周知を行った。(11月21日・24日・参加者143名)</p>	近畿地方整備局 府建振課	
	51	<p>公共工事の受注者においては、建設工事従事者の処遇の改善が一層図られるよう、施工方法の工夫等による生産性の向上等を通じて、長時間労働の是正や賃金水準の向上等の働き方改革を推進する</p>	<p>土木工事における施工技術並びに生産性の向上・改善、施工の合理化等の推進を図るための調査研究を行うとともに講習会を開催する。</p> <p>生産性の向上のため、小規模工事でもICTの使い方を発注者と共に研究する。</p> <p>公共工事設計労務単価を労務費の基準とし、安全管理と社会保険加入のための下請経費が下請へ渡るようにすること、週休二日・祝日有給の下請単価とすること等を発注者及び元請企業へ要請する。働き方改革の組織内学習会を開催する。</p>	<p>オンラインセミナーを開催した。</p> <p>生産性の向上のため、小規模工事でもICTの使い方を発注者と共に研究している。</p> <p>公共工事設計労務単価を労務費の基準とし、安全管理と社会保険加入のための下請経費が下請へ渡るようにすること、週休二日・祝日有給の下請単価とすること等を発注者及び元請企業へ要請した。働き方改革の組織内学習会を開催した。</p>	大建協 大中建 大建労
	52	<p>発注者においても、週休二日(4週8休含む)の確保や国の公共工事設計労務単価の活用、i-Construction等のICT活用を通じて、建設現場における働き方改革の推進支援に努める。</p>	<p>週休2日を前提とする工期設定を行い、ICT等のツールを活用し、建設現場における働き方改革推進に努める。</p> <p>原則として、週休二日(4週8休含む)を前提に工期の設定を行い、工事を発注する。</p> <p>労務費等の補正に向けた環境整備に努める。</p> <p>一定規模以上の土木工事、舗装工事及び河川浚渫工事において、ICT活用工事を実施する。またICT工事の積算基準を国に準拠し制定する等、活用環境を整備する。</p>	<p>週休2日を前提とする工期設定を行い、ICT等のツールの活用等インフラDXの取り組みを推進し、建設現場における働き方改革の推進を行った。</p> <p>原則として、週休二日(4週8休含む)を前提に工期の設定を行い、工事を発注した。</p> <p>労務費等の補正について、環境整備に努めた。</p> <p>一定規模以上の土木、舗装工及び河川浚渫工において、ICT建設機械施工やUAV(ドローン)等を用いた測量等を行う際、国に準拠した基準(積算基準・仕様書)を定め、活用を推進した。</p>	近畿地方整備局 府発注部局

第3章 総合的かつ計画的に講ずべき施策	再掲	取組予定	取組実績	報告者
	53	建設業者団体は、現場労働時間実態調査の実施、「働き方改革に向けた基本方針」を策定し、周知する等により、長時間労働の是正を始めとした一連の働き方改革を推進する。	NO.8 ・現場職員の労働時間や4週8休、4週8閉所及び有給休暇取得率等のアンケート結果を集計し、報告書を作成する。 ・大阪労働局と協力して時間外労働の上限規制に対応した適切な工期の設定にかかる周知・啓発キャンペーンの実施	適正工期の設定にかかる周知啓発ポスターを官公庁や団体、民間発注者等に送付し、周知・啓発を行った。 大建協
6(4)建設業における担い手確保の推進 建設工事従事者の高齢化が進行している中、処遇の改善や技能・技術の振興を含めた地位の向上、イメージアップを図りつつ、建設業を魅力的な職場とし、中長期的な担い手の確保を進めていく必要がある。	54	大阪人材確保推進会議を活用するなどし、建設業のイメージアップ、建設工事従事者の入職促進を図り、建設業の担い手確保を推進する。 ・大阪人材確保推進会議や大阪就職氷河期世代活躍支援プラットフォームなどに参画し、建設業のイメージアップ、建設工事従事者の入職促進を図り、建設業の担い手確保を推進する。 ・総合評価方式において、女性技術者の現場登用を高く評価する取組を、地域の状況や工事内容などを踏まえ、活用を行う。 ・建設業法研修会において、女性が活躍している仕事例の紹介や女性定着の好事例、企業に与える好影響などの情報提供を行う。 ・引き続き、若手・女性技術者を育成するため、一部の総合評価落札方式の入札において、若手・女性技術者を工事現場に配置した場合に加点対象とする。 ・女性が働き続けられる環境整備や女性に選ばれる建設産業を目指すことを目的とした女性部会「なにわ建女の会」を設置し、活動を展開する。 ・なでしこ設備会(令和3年7月発足、会員企業の女性社員で構成)における研修会や施設見学会等の活動を通じて、メンバーのスキルアップを図るとともに、女性が働き続けられる職場環境のあり方等についても議論を深めていく。 ・建設業界研究博を開催する。(開催時期未定) ・高校生を対象とした体験セミナーを実施する。(開催時期未定) ・高校生対象の現場見学会を実施する。(10月～2月) ・若年者の入職促進を踏まえた広報誌の発刊等による活動を行う。 ①・新入社員研修「安全衛生特別教育(フルハーネス型)講習」(4月当初) ②・新入社員研修「施工管理基礎コース」(4月当初) ③・【建設専門工事業】女性・若手従業員向け「コミュニケーション」セミナー(4月27日) ④・【建設専門工事業】管理職・人事担当者向けセミナー「職場のハラスメントの防止に向けて」(4月27日) ⑤・中堅社員研修「仕上げ系施工管理コース」(10月予定)の各セミナーを開催する。 ⑥・2級建築施工管理技術検定試験対策講座を開催する。(2級1月～10月) ⑦・高校生対象の合同出前講座(鉄筋、躯体、型枠、左官等)を実施。(10月、11月予定)	・優秀建設施工者大阪府知事表彰を実施する。(2月) ・高校生を対象とした現場見学会を開催する。(11月) ・建設業者団体等が実施する各種行事を後援する。(適宜) ・大阪人材確保推進会議や大阪就職氷河期世代活躍支援プラットフォームなどに参画し、建設業のイメージアップ、建設工事従事者の入職促進を図り、建設業の担い手確保を推進した。 ・総合評価方式において、女性技術者の現場登用を高く評価する取組を、地域の状況や工事内容などを踏まえ、活用できなかった。 ・建設業法研修会において、近畿地方整備局と連携して、「女性の定着促進に向けた建設産業行動計画」を紹介するなど、女性の入職促進、定着を図った。(11月21日・24日・参加者143名) ・引き続き、若手・女性技術者を育成するため、総合評価落札方式の入札において、若手・女性技術者を工事現場に配置した場合に加点対象とした。 ・8月6日に夏のリコチャレ2023プログラムへ参加した。 ・10月23日に豊中市立第三中学校2年生を対象とした職業講話を行った。 ・建設産業女性定着支援ネットワーク会議へ参加した。 ・しまね建設産業イメージアップ女子会との意見交流会を行った。 ・なでしこ設備会と青年部会合同で研修会を実施した 日時 令和5年9月20日15:00～19:00 場所 建設交流館8階グリーンホール 講師 テーマパークコンサルタント:清水 群氏 ・なでしこ設備会と青年部会合同で施設見学会を実施した。 日時 令和6年3月6日(水)11:30～17:30 見学先 TOTO(株)滋賀工場 ・8月8日に建設業界研究博を開催した。 ・8月4日に夏休み体験セミナーを開催した。 ・12月～2月に計8回高校生対象の現場見学会を開催した ・広報誌「O-WAVE」を発刊した。 ① 新入社員研修「安全衛生特別教育(フルハーネス型)講習」 ・4月12日、13日、20日 69名 ② 新入社員研修「施工管理基礎コース」 ・4月5日～7日 21名 ③ 【建設専門工事業】女性・若手従業員向け「コミュニケーション」セミナー ・4月27日 18名 ④ 【建設専門工事業】管理職・人事担当者向けセミナー「職場のハラスメントの防止に向けて」 ・4月27日 11名 ⑤ 中堅社員研修「仕上げ系施工管理コース」 ・10月19日、26日 4名 ⑥ 2級建築施工管理技術検定試験対策講座 4月2日～10月8日の日曜日延べ8日 16名 ・高校生対象の合同出前講座(鉄筋、躯体、型枠、左官等)を実施(計200名参加) ・11月16日 京都府立宮津天橋高校(21名) ・11月21日 奈良県立奈良南高校(19名) 奈良県立奈良商工高校(35名) 奈良県高等職業技術専門学校(9名) ・11月28日 大阪府立西野田工科高校(34名) 修成建設専門学校専科2級建築士科(30名) ・12月 7日 大阪府立東島工業高校(52名)	近畿地方整備局 府建振課 近畿地方整備局 府建振課 府発注部局 大建協 空衛協 大建協 建団連 電業 空衛協 大建労
		・府内工業系高校への出前授業の依頼があれば実施予定 ・府内工業系高校への中小会員企業紹介訪問を実施予定(5月～6月) ・府内工業系高校生現場見学会は依頼があれば開催予定 ・電気工事士技能競技大会の高校生の部は、昨年を上回る参加校を目指して開催予定(10月) ・電気系学科大学生現場見学会は、参加学生の増加が見込めるよう開催時期を検討して開催予定 電気系学科大学教授との意見交換会を開催予定 府内工業系高校教諭との意見交換会を開催予定 ・例年どおり電気設備工事業界研究セミナーを1月に開催する。 ・第13回配管技能コンテストを実施する。(8月19日開催予定)	3校から依頼を受け、5/16、6/9、7/25開催 5/18～6/22の間、16校中小会員企業紹介訪問を実施 依頼がなかった 10/26府内工業系高校6校から12名の高校生が参加して開催 9/8 4校12名と参加人数は減少した。 次年度の開催時期を再検討する。 2/28 大学7校7名の教授とキャリアセンター2校2名が参加して開催した 2/21 9校10名の教員が参加して開催した 学生の就活時期が早まっていることを受け、8/26に開催した。 大学生の参加人数が減少傾向にある。 ・第13回配管技能コンテストを実施した。 日時 令和5年8月19日(土)9:00～16:00 場所 大阪府立東大阪高等職業技術専門学校 参加者 一般の部 21名 学生の部 17名	大建協 電業 空衛協
		・支部単位の住宅デー開催支援を行なうとともに、本部主催統一住宅デーの開催についても検討課題としている。	・支部単位の住宅デー開催支援を行なう。本部主催統一住宅デーの開催は引き続き検討課題としている。	大建労